

議案第175号

投票用紙読取集計機の取得について（追認）

最高裁判所裁判官国民審査の開票に係る事務を処理するために行った次の機器の買入れについて、追認を求める。

- | | | | | |
|---|--------|-------------------------------|-----------|-----|
| 1 | 物 | 件 | 投票用紙読取集計機 | 24台 |
| 2 | 契約の相手方 | 兵庫県姫路市下手野1丁目3番1号
グローリー株式会社 | | |
| 3 | 契約金額 | 75,937,824円 | | |
| 4 | 納入期限 | 平成29年10月17日 | | |

令和5年11月29日提出

大阪市長 横山英幸

説明

投票用紙読取集計機の買入れについて追認を求めるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。